

**標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の
在り方に関する研究会
誠実交渉指針の策定に関する報告書**

令和4年3月31日

経済産業省

本報告書の位置付け

- 近年、標準規格の普及や当該規格に必要な技術の複雑化により、標準必須特許（S E P : Standard-Essential Patent）のライセンスに関する紛争が世界各国で生じている。
- 特に、あらゆる製品（モノ）がコンピュータとなり、取得・共有された情報（データ）を処理することで新たな付加価値を生み出す第四次産業革命が進展する中、今後、自動車、建設機械、工場といった我が国が強みを持つ産業分野を対象とした異業種間でのS E Pのライセンス取引が増加していく見込みである。このため、当該紛争を円滑に解決する手段を検討することは、我が国にとって極めて重要な課題と考えられる。
- このような状況を踏まえ、経済産業省競争環境整備室／知的財産政策室では、「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」を開催し、知的財産法・競争法の有識者や産業界の参画の下、我が国として望ましい対応策の検討を行い、令和3年7月に、本研究会における検討結果を中間的に整理し、今後の検討の方針を示した中間整理報告書を策定した。
- 本報告書は、中間整理報告書において、迅速に検討し、対外的に発信していくこととされた、権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルール（標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針、以下「誠実交渉指針」という。）の策定に向けた検討の過程を示すものである。

（注） 本報告書内における「委員・産業界からのご意見」は、上記研究会の出席者のご意見を記載したものであり、経済産業省の政策的立場や見解を示すものではない。

(参考) 標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会

■ 開催実績（令和3年7月の中間整理報告書取りまとめ～令和4年3月まで）

第5回	令和3年7月12日	中間整理について
第6回	令和3年12月15日	標準必須特許ライセンスに関する誠実交渉指針の策定に向けた海外企業からのヒアリング
第7回	令和4年2月14日	標準必須特許ライセンスに関する誠実交渉指針について
第8回	令和4年3月18日	標準必須特許ライセンスに関する誠実交渉指針について

■ 委員

林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授（座長）
平塚 三好	東京理科大学理学部 教授
平山 賢太郎	平山法律事務所 弁護士／九州大学大学院法務研究科 准教授
松永 章吾	ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所 弁護士（敬称略、五十音順）

■ 産業界

長澤 健一	日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会長
森 達也	日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会員
山口 博明	日本知的財産協会 常務理事
松尾 聡	日本知的財産協会
野口 茂孝	電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会特許専門委員会 副委員長
高橋 弘史	電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会特許専門委員会産構審WG 主査
別所 弘和	日本自動車工業会 知的財産部会 部会長
神谷 宏	日本自動車工業会 知的財産部会専門分科会 委員
清水 力	日本商工会議所 産業政策第一部 副部長
石井 豪	日本商工会議所 産業政策第一部 課長

■ 事務局

経済産業省 競争環境整備室／知的財産政策室

※経済産業省内関係課室（特許庁総務課・企画調査課・審判企画室、産業技術環境局国際電気標準課・基準認証政策課・基準認証戦略室、商務情報政策局情報産業課、製造産業局総務課・自動車課）及び内閣府知的財産戦略推進事務局も政府内のオブザーバとして出席。また、産業界からは、上記出席者の他、電子情報技術産業協会と日本自動車工業会の会員企業（傍聴を希望する社のみ）が傍聴。

(参考) 誠実交渉指針の策定過程

■ 令和3年7月26日

「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会 中間整理報告書」を公表。

■ 令和3年11月～令和4年1月

本研究会事務局（経済産業省 競争環境整備室／知的財産政策室）にて、誠実交渉指針の策定に資する情報として、SEPのライセンス交渉の各ステップにおける対応について、国内外の企業等合計16者（国内8者、国外8者）へヒアリング（以下「企業ヒアリング」という。企業ヒアリングの結果は、本研究会出席者にのみ共有し、非公表の取り扱い）を実施。

■ 令和3年12月15日

本研究会第6回会合を開催。誠実交渉指針の策定に向けた海外企業（エリクソン、アップル）からのヒアリングを実施。

■ 令和4年1月19日～令和4年3月8日

SEPのライセンス交渉の各ステップにおける対応（企業ヒアリングと同様の内容）について、意見募集を実施。

■ 令和4年2月14日

本研究会第7回会合を開催。企業ヒアリングの結果を踏まえ、SEPのライセンス交渉の各ステップで取るべき対応に関する複数の対応案と、誠実交渉指針のイメージを提示し、検討を実施。

■ 令和4年3月18日

本研究会第8回会合を開催。前回会合の検討結果を踏まえて本研究会事務局（経済産業省 競争環境整備室／知的財産政策室）が策定した誠実交渉指針案と本報告書案を提示し、検討を実施。

誠実交渉指針の検討の背景

中間整理報告書で示された方針

- 本研究会の中間整理報告書において、「権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルール」を「迅速に検討し、対外的に発信していく」方針が示された。

【各検討事項に関する今後の方向性（本研究会 中間整理報告書（令和3年7月26日））】

（１）世界的な異業種間SEPライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

今後も異業種間のSEP紛争の増加が見込まれる中、我が国の多様な産業が紛争に巻き込まれるリスクにさらされている。政府としても、研究開発の支援のみならず、我が国産業の発展に繋げる観点からライセンス紛争への対応策を検討し、その結果を対外的に発信していく。

（２）ライセンス先とライセンス条件の在り方について当事者間の主張に大きな隔たりがある中、交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

ライセンス交渉過程の透明性・予見可能性の向上を通じて適正な取引環境を実現するため、国際的な動向も踏まえつつ、政府として、権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルールを迅速に検討し、対外的に発信していく。

（３）パテントプールについて

SEPが増加していく中で、パテントプールが一つ的手段として活用されていくという前提に立ち、政府として、パテントプールにおけるライセンス条件等の透明性確保を通じて誠実交渉を促すための仕組みについて検討する。

（４）複数企業による共同ライセンス交渉について

水平的な共同交渉について、政府として、まずは競争法上の懸念を生じさせない共同交渉の在り方を検討する。

（５）サプライチェーン内での負担について

特許補償などサプライチェーン内での負担の在り方については、個々の事情によって大きく異なり、単一のルールを決めることは難しいとの意見もあることから、政府としては、より大きな方向性（半導体の供給からサービスの提供まで含めた商流全体での負担配分 等）についての検討や事実関係の把握に取り組むことが重要。

(参考) ライセンス交渉過程に関する明確なルールが存在しないことによる問題点

- ライセンス交渉過程（国内のみならずグローバルでの交渉を想定）に関する明確なルールが存在せず、予見可能性・透明性が低いことにより、交渉の当事者にとっては、以下の問題が存在。

【SEPライセンス交渉の当事者から見た問題点】

- 【1】 異業種間ライセンスが増加していく中、交渉過程に対する予見可能性が低いことは、多様な産業の企業（特に、対象の標準規格・技術に知見の無い企業や中小企業）にとって大きな事業リスクとなる。
- 【2】 明確なルールがないため、裁判結果に対する予見可能性が低く、裁判自体も大きな負担となる。
- 【3】 競争法（独禁法）の公的な執行による対処の可能性もあるが、同法は原則として違反行為が行われた後に、当該行為の排除に必要な措置を命じる仕組みであるため、不透明性の改善（情報提供等）を目的とした執行は困難。また、個々の紛争に個別の審査で対応するには、そもそも限界もある。
- 【4】 加えて、権利行使を行う側から見ても、明確なルールがないため、裁判結果に対する予見可能性は低く（※1）、交渉の相手方から不誠実な対応を受けた場合（※2）であっても、権利行使が認められない恐れがある。
このような状況下で、正当な対価を回収できない場合、標準化や研究開発の継続が困難となる恐れがある。

※1：国内については、先例が5年以上前の1件のみであり、最新の海外動向がどう反映されるのか予測が難しい面もある。

※2：異業種間ライセンスの増加に伴い、交渉に不慣れな実施者が増えれば、意図的ではなくても、適切な対応が行われない場合も想定される。

(参考) ライセンス交渉過程のルールを設定することの目的

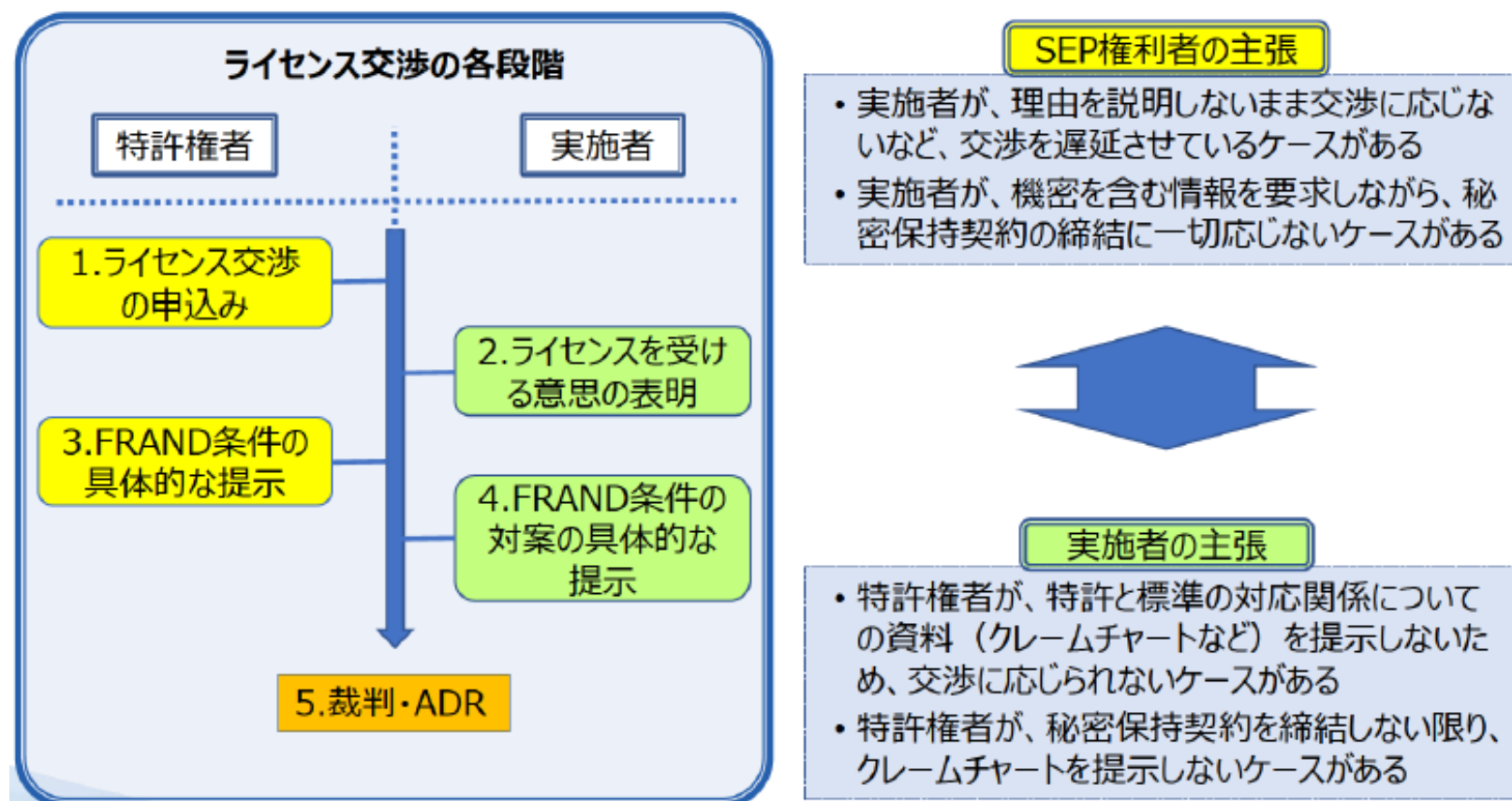
- ライセンス交渉過程のルールを設定することの目的は、以下の3点。

【ライセンス交渉過程のルールを設定することの目的】

- 【1】 国際的なS E Pポートフォリオの異業種間ライセンス交渉が増加していく中で、我が国企業の交渉態度が不誠実と受け取られ、差止めのリスクに晒されることや当該リスクを踏まえて不利な条件を受け入れざるを得なくなること、または、権利行使が制限されて正当な対価を回収できなくなることを避けるため、実効性のある形で交渉の透明性・予見可能性を向上させること。（国内外）
- 【2】 国内でのS E Pの権利行使に関して、将来的に日本で裁判が行われる場合に備えて、裁判結果に対する予見可能性を向上させること。（国内）
- 【3】 透明性・予見可能性を高める交渉の在り方を発信し、国際的なルール形成を主導すること。（国外）

(参考)「グローバルルールは状況に応じて変化し単一ではない」ことについて

- FRAND条件で誠実にライセンスを受ける意思を有する実施者（willing licensee）に対しては、権利者によるSEPに基づく差止請求権の行使が制限されるという考え方が一般的。
- 権利者・実施者双方の誠実な交渉態度を整理した欧州司法裁判所の予備的判決（Huawei対ZTE事件）が有用とされている一方で、具体的／単一のルールとなっている訳ではない。



（参考）「グローバルルールは状況に応じて変化し単一ではない」ことの一例： ライセンスオファーにおけるクレームチャートの扱い

【最近の主な海外動向】

裁判例等	概要
Huawei 対 ZTE（欧州司法裁判所、2015年7月）	特許の侵害方法を特定して侵害を警告することが必要。
特許権侵害判定のガイドライン（北京市高級人民法院、2017年4月）	特許の侵害方式を明記して通知しない場合はFRAND違反。
Sisvel 対 Haier（ドイツ最高裁、2020年5月）	クレームチャートを用いることは、用いていれば通常は十分と判断されるだろうが、義務的なものではない。
欧州委員会専門家グループ報告書（2021年1月）提案5 1 （支持の程度（★の数（注））：4.5／5）	特許リストのS E P（ポートフォリオが大きい場合は十分な数の代表S E P）について 概括的（high level）なクレームチャートを（先にN D Aを締結するよう求めることなく）提供すべき。

（注）各委員が、各提案をどの程度支持するかについて、5段階（★全く支持しない、★★支持しない、★★★中立、★★★★支持する、★★★★★強く支持する）で投票を行い、その平均値を示したもの。

（出典）サイバー創研調査、経済産業省委託調査、4iP Council HPを基に経済産業省作成

誠実交渉のルール（誠実交渉指針）の性質

- 策定する誠実交渉のルールの性質は、迅速に検討し、対外的に発信していくという方針と、ライセンス交渉手引きよりも踏み込んだルールが必要との意見を踏まえ、立法措置に依らない指針（誠実交渉指針）とした。

【ルール設定の手段に関する委員・産業界からのご意見（本研究会 中間整理報告書（令和3年7月26日））】

<立法措置に依るルール設定に関するご意見>

- 国際的な紛争や海外交渉に対しても、ルールの実効性を担保するため、交渉対象の国際特許ポートフォリオが日本特許を含む場合に、ルール違反に対して行政措置を行うような仕組みがあると良い。
- 権利者が十分な情報提供を行わないまま差止訴訟をちらつかせる場合がある。これを防ぐ上では、デジタルプラットフォーム取引透明化法と類似のアプローチが望ましい。その際、実施者の交渉態度に求める内容については要検討。
- デジタルプラットフォーム取引透明化法の対象であるデジタルプラットフォーム取引とS E Pライセンス交渉では、当事者と対象物が異なっており、後者は私的自治に委ねる方が適しているのではないかと。
- （中略）法的な事前規制については、事業者間の自由な交渉を委縮させるほど広範な事前規制を定めてしまうと、私的自治の原則に反する可能性がある。このため、ルールの実効性を確保するために当事者に対して行う処分等の内容については要検討。
- 私的自治が機能しない場合には、行政の介入が正当化される。デジタルプラットフォーム取引では、巨大なデジタルプラットフォームとその利用者の間に大きな格差があるという状況を踏まえ、行政の介入が行われている。S E P交渉でも、権利者と実施者の間に情報格差が存在することは厳然たる事実であり、格差があるという点はデジタルプラットフォーム取引と共通している。ルール化の際には、この情報格差をどう解決するのか、そのために行政の事前介入がどの程度必要なのかを検討すべき。
- 法制化と指針等の発信の2本立ての検討が重要。
- 法制化と指針策定ともに検討すべきであるが（以下略）

<指針策定（立法措置に基づかない）に依るルール設定に関するご意見>

- 特許庁のライセンス交渉手引きは、様々な情報を含んだ画期的なものであるため、更新に賛成だが、現時点では両論併記の内容に留まっている。このため、どのような行為が誠実となるのかという点を中心に、政府としてより踏み込んだルールを発信すべきではないか。
- 特許庁のライセンス交渉手引きは、両論併記の内容であるため、今後、I o T等の事業に取り組むベンチャー企業や中小企業が増えていくことを踏まえると、交渉の予見可能性を確保する観点からは十分ではなく、より踏み込んだルールが必要。また、ライセンス交渉手引きには、海外での一方的な判決に基づく内容も含まれている。
- 特許庁のライセンス交渉手引きは、両論併記の内容に留まっているが故に、裁判官からすると活用の仕方が悩ましい。このため、今後策定するルールについては、一定の方向性を指し示すのが望ましい。
- 特許庁のライセンス交渉手引きと交渉ルールの検討は、両立し得る。

<ライセンス交渉手引き更新に関するご意見>

- S E P紛争は国際的な紛争であるため、日本固有の制度として一律のルールを作成するよりも、企業の対応力の向上をサポートするという施策の方が現実的ではないか。その観点で、権利者・実施者双方の立場からどのような振る舞いが誠実交渉義務を果たしていると評価される方向に働くのかという観点で実務実態を整理した特許庁のライセンス交渉手引きの更新が素直ではないか。

「誠実交渉指針」と「交渉手引き」の位置付けの違い

- 標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針は、「我が国としての誠実交渉の規範」。
- 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きは、「国内外の事実を踏まえ、論点を客観的に整理した資料」。
- いずれも、法的拘束力を持たず、将来の司法の判断を予断するものではない。

【標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針】 我が国としての誠実交渉の規範



- 国内特許を含む S E P ライセンス交渉に携わる権利者及び実施者が則るべき、我が国としての誠実交渉の規範。
- S E P ライセンス交渉に携わる国内外の企業等の意見や、我が国の有識者及び産業界の意見を踏まえて策定。
- 法的拘束力を持たず、将来の司法の判断を予断しない。

【標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き】 国内外の事実を踏まえ、論点を客観的に整理した資料



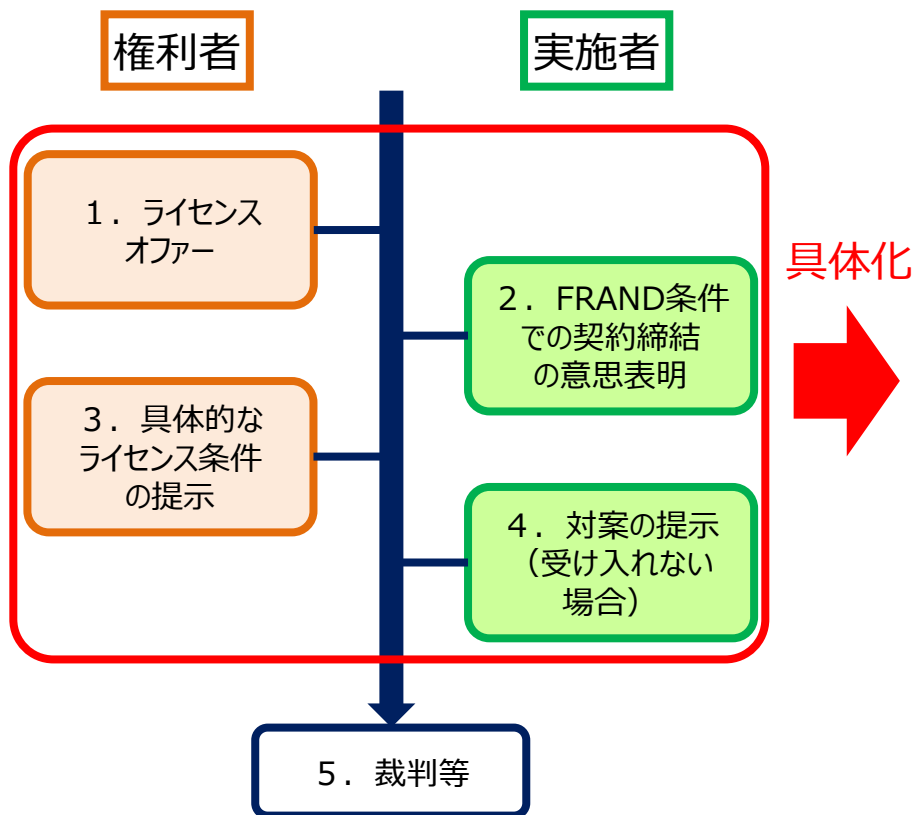
- 規範を設定するものではない。
- 国内外の裁判例や競争当局の判断、ライセンス実務等の動向を踏まえ、S E P ライセンス交渉を巡る論点を客観的に整理して策定した資料。
- 法的拘束力を持たず、将来の司法の判断を予断しない。

※改訂時に、「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」も参照予定。

誠実交渉指針の策定に際して具体化した事項

- 「国際的な動向も踏まえつつ」策定する観点から、当事者双方がライセンス交渉の各段階で取るべき対応を整理した欧州司法裁判所予備的判決に基づく枠組みを参考にしつつ、各ステップにおける対応を具体化した。

【ライセンス交渉の各ステップを具体化した誠実交渉指針のイメージ】



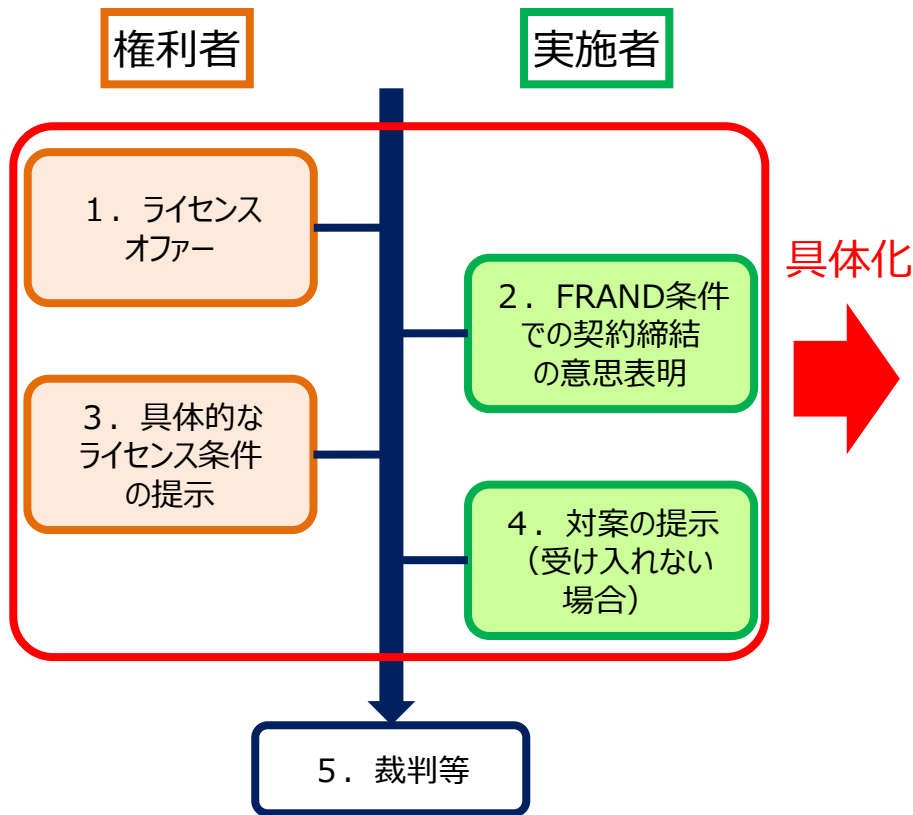
ライセンス交渉の各ステップ	誠実交渉指針 (より具体的な内容)
1. ライセンスオファー	〜〜
2. FRAND条件での契約締結の意思表示	〜〜
3. 具体的なライセンス条件の提示	〜〜
4. 対案の提示 (受け入れない場合)	〜〜

誠実交渉指針の検討で示された意見

ライセンス交渉の各ステップで取るべき対応

- 誠実交渉指針の策定に資する情報として、ライセンス交渉の各ステップにおける対応について、国内外の企業へのヒアリングを実施し、その意見を整理。また、参考として、関連する主な裁判例・政策文書等も整理。
- 国内外の企業等合計16者（国内8者、国外8者）に実施した企業ヒアリングの結果（非公開）を踏まえ、誠実交渉指針において規定される、ライセンス交渉の当事者が取るべき対応について、交渉のステップ毎に複数の対応案を作成して検討を実施。

【ライセンス交渉の各ステップを具体化した誠実交渉指針のイメージ】



ライセンス交渉の各ステップ	誠実交渉指針 (より具体的な内容)
1. ライセンスオファー	〜〜〜
2. FRAND条件での契約締結の意思表示	〜〜〜
3. 具体的なライセンス条件の提示	〜〜〜
4. 対案の提示（受け入れない場合）	〜〜〜

委員・産業界からのご意見（総論）①

- 実務に即していないから指針に書かないというのではなく、スクラッチから指針を検討すべき。本検討は、ライセンス紛争が増加している現状を解消し、インフラ的なSEPを社会全体で利用できるように、という趣旨で始まったと理解。
- 指針は現状の慣行を追認するもの、外国の動向に従うものとするのではなく、我が国政府としてより良いものを提言するというマインドがあると良い。共同交渉など、SEPに関する検討事項が他にもあることが伝わるようにできると良い。
- 海外動向から離れ過ぎると海外での敗訴リスクが高まる一方で、何も発信せず、特許庁の両論併記の手引きだけでは、当事者も判断できない。専門家も人によって意見が全く違う。当事者間交渉での和解に資する指針を発信してほしい。
- 誠実交渉を尽くすという点は海外動向と合致しているが、本指針に従って誠実交渉義務を果たしたつもりで、欧州の裁判では誠実と評価されないリスクもある。日本の当事者に誤解を与えないよう指針の位置付け等の書き方を工夫できれば。
- 海外動向から乖離すればグローバルで事業リスクが高くなる。指針の位置付けの全体像を示した中で、各論に入っていくのが良い。交渉には様々な形態があるため、実務を制約せず、交渉の柔軟性を保てるよう配慮する必要がある。
- SEPのルール形成には、欧米中ともに国益が如実に表れている。本指針の検討でも、日本には圧倒的に実施者が多い実情を考慮すべき。本指針を4ステップに基づいて策定すること自体に異論は無いが、柔軟性が担保される形になると助かる。
- 指針に従った結果海外で敗訴するリスクを避ける観点から、注釈で良いので、関連する海外の裁判例を入れてはどうか。

委員・産業界からのご意見（総論）②

- 我が国の誠実交渉の規範たる指針を、世界に先駆けて発信すべき。
- 欧州の裁判所でしか規範が示されていない中で、日本が独自に公平な指針を示すことができれば、指針に則って行動することが、企業が誠実とみなされるための助けになると考えている。このため、指針策定には意味がある。
- 意見の反映、調整に感謝。SEPを巡る環境はめまぐるしく変化しており、今後もタイムリーに修正されていくとよい。裁判になるのは氷山の一角。多くの案件は裁判外の交渉で解決されており、裁判外の交渉の好事例が織り込まれるとよい。
- 判例を意識した発言が多かったが、世界の先駆けとなる指針を出せばよかった。日本はSEP問題に最も影響を受ける国なので、先見性ある指針を発信する資格がある。日本として産業政策の観点からの検討があればよりよかった。
- 指針について、海外の方が理解しやすいよう、概要を記した 1 枚紙などがあってもよいのではないか。
- 本指針と手引きの位置づけの違いを明らかにしてくれたことに感謝。様々な意見を集約して、我が国が考える現時点でのバランスが取れたベストプラクティスとして、本指針のフレームワークを発信できることは意義深い。先進的な指針策定を行ったといえるために、本指針が海外の議論でも活用されることが重要。議論の過程を公表すれば、海外の裁判と同様に、各国の行政における進むべき方向性の精緻化につながる。

ステップ 1. ライセンスオファー【権利者】

【対応案】

提示すべき内容		対応案A	対応案B-1	対応案B-2	対応案C
【1】対象特許の特許番号のリスト		○	○	○	○
【2】対象特許のFRAND宣言の有無		○	○	○	○
【3】対応する規格番号		○	○	○	○
クレーム チャート	【4-1】特許請求項と規格の対応 (構成要件毎。件数が多い場合は代表的な特許)		○	○	
	【4-2】特許請求項と侵害製品の対応 (構成要件毎。件数が多い場合は代表的な特許)				○
	【4-3】特許請求項と規格の対応（【4-1】）を提供 する際に、それをNDAの対象にすることの要否 (要○、不要×)		○	×	
【5】侵害行為・侵害製品		○	○	○	○

(参考) S E Pに関するクレームチャートの例

- 対象特許の請求項と規格を構成要件毎に対応させたクレームチャートの例は、以下の通り。

【S E Pのクレームチャートの例】

特許4642898号(請求項 1)		3GPP TS 25.322 V6.9.0
移動通信システムにおけるデータを送信する方法であって、	1 Scope The present document specifies the Radio Link Control protocol for the UE-UTRAN radio interface. Features for the current Release: ... – Unacknowledged mode.	
上位階層からサービスデータユニット(SDU)を受信し、	4.2.1.2.1 Transmitting UM RLC entity The transmitting UM-RLC entity receives RLC SDUs from upper layers through the UM-SAP.	
前記SDUが一つのプロトコルデータユニット(PDU)に含まれるか否かを判定する段階と、	4.2.1.2.1 Transmitting UM RLC entity ... The transmitting UM RLC entity segments the RLC SDU into UMD PDUs of appropriate size, if the RLC SDU is larger than the length of available space in the UMD PDU.	

(以下略)

委員・産業界からのご意見（ステップ1）①

- 対応案Cは権利者に過度な負担がかかる一方、対応案Aは実施者に酷。対応案B-2が良い。実務ではNDAは交渉全体を対象に結ぶが、ここではNDA自体の有無ではなく、クレームチャートをNDAに含めるか否かの議論をすべき。
- 対応案B-2が良い。なお、異業種間の交渉では、権利者と実施者の間に圧倒的な知識差があるため、厳密なNDAを課されてサプライヤにも聞けなくなると、実施者には酷。仮にNDAを結ぶとしても、何らかの例外は認めるものが良い。
- クレームチャートについて、特許請求項と規格の対応では侵害を証明しきれないことがあるため、【4-1】の提示では十分ではない場合もある。また、クレームチャートが【4-2】のレベルでも、NDAの対象に含めない方が良い場合もある。
- 日本の挙証責任の原則を踏まえると、クレームチャートを不要にしたり、Non-SEPより挙証責任を緩くする外国判決に倣う主張に説得力はない。クレームチャート提示は円滑なライセンス料獲得にも資する。対応案Cにすべきではないか。（対応案B-2の方針とすることについて）皆様のご意見を伺って納得した。
- 現状と、企業ヒアリング結果に基づく対応案を比較してみると良い。現状、パテントプールは【1】と【3】の対比を、二者間交渉では【1】と【4-1】を提示。NDAは交渉全体を対象に締結。【5】は製品の型番まで特定することは少ない。
- 権利者から【2】の提示はしないのが普通であり、交渉の中で実施者の求めに応じて出せばよい。【5】は、この段階で全侵害製品を挙げて提示することではなく、包括的に提示するのが普通。クレームチャートのレベルによってはNDAが必要。
- 実務では、ライセンスオファーから交渉が始まることが多いので、侵害警告という文言の書き方を検討してほしい。特許件数が多い場合は代表的な特許のクレームチャートを提示すれば良いなど、権利者寄りの対応案があることには違和感。
- クレームチャートは、件数が多い場合は代表的な特許についてでよいとあるが、ロイヤルティのベースの件数に相応しい証明を権利者が果たすべきではないか。全件提示するべきではないか。経緯が異なる他国の先例に合わせる必要はない。

委員・産業界からのご意見（ステップ1）②

- クレームチャートを提示された方が議論しやすくなることは確かであり、提示すべき。標準規格の仕様書に書かれている内容には、絶対に使わなければ標準規格に準拠できないマンドトリ仕様と使用しないでも準拠できるオプション仕様があるが、マンドトリ仕様のみに対応するSEPなのかオプション仕様をクレームに含む非SEPなのかも、クレームチャートがあると分かりやすくなる。
- SEPと主張しても実際は必須性を欠く場合、例えば、規格は機能を規定するが、特許は方法の1つしか規定しない場合、規格と特許の対比のクレームチャートでは不十分だが、それはSEPではないと整理すれば、この問題はなくなると理解。
- クレームチャートは多種多様。その公知情報と非公知情報が常に可分とは言い難い。NDAの対象に含めるか否かについて、クレームチャートに非公知情報を含む場合と含まない場合で場合分けして書く方が実務に則しているのではないか。
- クレームチャートとNDAの扱いについて、非公知情報の有無で分けるという方法は妥当で、非公知情報の例を記載すると分かりやすい。FRAND宣言の有無と規格書の番号は、優先度が低いため、列挙する際の順番を入れ替えるとよい。
- 非公知情報を含むクレームチャートはこの限りではないとした方がよい。また、NDAによってサプライヤに情報共有できなくなる恐れや、NDA無しで開示して無制限に利用される恐れなど、実施者・権利者双方の懸念を書き出すと丁寧。
- FRAND宣言の有無を示す情報が何を指すのか分かりにくい。規格書の番号も、本来はクレームチャートに含まれる要素を、独立させて提示するかのように見えてしまうので、クレームチャートの項目に統合したほうが分かりやすい。
- 列挙されている情報について、優先順位の話があったが、これらの情報は全て必要かつ開示できない理由がないもの。これらの情報が含まれていればどんな形態で提示してもよいということなので、この書き方で問題ないと考えている。

ステップ2. FRAND条件での契約締結の意思表示【実施者】

【対応案】

提示すべき内容		対応案A	対応案B	対応案C	対応案D
【1】無条件に、FRAND条件に基づくライセンスを受ける意思を表明		○			
【2】前提条件の下で、FRAND条件に基づくライセンスを受ける意思を表明			○	○	○
前提条件 (必要な場合)	【3-1】必須性・有効性、侵害該当性を争うこと		○	○	○
	【3-2】ライセンス交渉の過程で権利者が提示した情報を、当該交渉に必要な範囲でサプライヤに開示すること			○	○
	【3-3】自社ではなくサプライヤがライセンスを受けること				○

委員・産業界からのご意見（ステップ2）①

- 【1】や【3-3】は非常識。対応案Cが良い。【3-1】は、必須性・有効性、侵害該当性を争う権利が当然留保されていることが書かれていれば良い。現時点で適切なものという意味で、国益にかなう指針を出すことについては賛成したい。
- 対応案B、C、Dは、最後まで必須性・有効性・侵害該当性を争う権利を留保する案だと理解している。そうであれば、この方向に同意したい。
- 合理的な応答期間にも言及した方が良い。「必須性・有効性・侵害該当性を争う」は、争う権利を留保するのか、意思表示の前に争うのか。諸外国の裁判所では前者の考え方が主流。【3-2】と【3-3】は、実施者側の取引契約に関わる話。
- 【3-3】について、この書き方だと、まずは実施者がライセンスを受ける、そうではない場合はサプライヤがライセンスを受けると見えるが、ライセンスを受ける主体は、サプライチェーン内で相談しながら解決するのが基本と考えている。
- 【3-3】について、ライセンスを希望するサプライヤがいる場合は、当該サプライヤに対するライセンスが拒絶されないことを、FRAND義務を負っている権利者に確約してほしい。ステップ1とステップ2には、相当な時間を掛けるべき。
- 【3-1】について、用いられた実績が乏しい制度であることは承知しているが、特許庁の必須性判定制度を用いたい旨の意思を実施者から表明することがあり得ることを言及して、当該制度を海外にアピールする手段にしても良いだろう。

委員・産業界からのご意見（ステップ2）②

- 必須性等を争うことを留保する点に関して、実務では、途中で必須性がないと判断されて決着する場合が多い。その場合はライセンスを受ける意思を遡って取り消してもよいことが分かるよう、何とか書き方を工夫してほしい。
- 必要かつ合理的な範囲が何を指すのか。検討のためにサプライヤの知見が必要な場合にサプライヤへの情報開示を制限すべきではないということなら、素直にそう書くべき。ステップ1と合わせて、こちらもお書きで書いてはどうか。
- サプライヤへの情報の開示は、実務ではNDAの議論の際に検討される。サプライヤと議論することは交渉を促進するので権利者も阻害するものではないと思う。
- いわゆるライセンスポイントの問題、SEPを実施しライセンスを希望するサプライチェーンの上流の実施者へのライセンスを拒絶することが下流の産業や消費者に与える影響を考慮した上で是認されるかについて議論が十分ではなかった。

ステップ 3. 具体的なライセンス条件の提示 【権利者】

ステップ 4. 対案の提示（提示された条件を受け入れない場合）【実施者】

【対応案】

提示すべき内容	対応案A	対応案B
【1】 具体的なFRANDライセンス条件 （ロイヤルティ等）	○	○
【2】 ライセンス条件がFRANDであることの説明 （ロイヤルティ算出方法に加えて、第三者ライセンス、プール料率、 裁判例等の情報を用いて、FRANDであることを客観的に理解できる ように説明）		○

委員・産業界からのご意見（ステップ3、ステップ4）

- 権利者と実施者の双方がそれなりの義務を負う対応案Bが良い。
- 対応案Bが適している。ただし、第三者ライセンス情報は、公表情報であるプール料率や裁判例と異なり、非公開かつ秘密保持義務がかかっていることが多いため、提示が必須ではないことが分かるよう、書き方を工夫するのが良い。
- 日本の裁判例に照らしても、交渉当事者間で見解の相違があるのは許容されており、権利者には、差止請求を求める前に十分な誠実交渉義務を果たしてほしい。裁判等で料率決定や第三者の見解を求めることは誠実な対応として認めるべき。
- 外国の裁判所では開示範囲の限定等、秘密保持を工夫し第三者料率等が開示されているが、それに似たことを1対1の交渉ではできないか。また、差止訴訟の扱いは重要論点であり、将来の検討事項にするか否か考えても良いのではないか。
- いわゆるadjudicationの問題、つまり権利者・実施者間で提示条件が異なる際に中立の第三者に判断を求めることが誠実と認められるか否かについて議論が十分ではなかった。引き続き国内の研究課題として議論していく余地がある。adjudicationの問題は、最近では米国のpolicy statementのドラフトの中でも取り上げられている。必ずしも諸外国に従う必要はないが、今回の指針に、adjudicationを求めることが誠実といえるのか、を書いても不自然ではない。
- 委員・産業界からの意見として、「裁判等で料率決定や第三者の見解を求めることは誠実な対応として認めるべき」、「差止訴訟の扱いは重要論点」などの意見が盛り込まれており、一応満足している。

(参考) 二者間交渉とパテントプール管理会社が行う交渉

- F R A N D宣言がなされた S E P のライセンス交渉は、以下の 2 つに大別される※¹。

＜二者間交渉＞

- S E P を保有する権利者自らが実施者を行う交渉。

＜パテントプール管理会社が行う交渉＞

- 権利者との契約に基づき、自らは S E P を保有しないパテントプール管理会社が行う交渉。

※¹：この他、複数の実施者が集団（Licensing Negotiation Groups）を形成し、共同でライセンス交渉を行う方法について、主に競争法の観点から、欧州等で検討がなされている。

- S E P を保有する権利者については、F R A N D 条件で誠実にライセンスを受ける意思を有する実施者（Willing Licensee）への権利行使は制限されるという考え方が一般的※²だが、S E P を保有しないパテントプール管理会社については、自ら権利行使を行うことはなく、また、契約関係にある権利者との関係で、交渉の自由度は権利者自身よりも小さいと考えられる。

※²：「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会 中間整理報告書」（令和 3 年 7 月 26 日）より。

- ただし、パテントプール管理会社自身がライセンス交渉の対象となる S E P を保有して交渉を行う場合や、パテントプール管理会社が行う交渉の途中で二者間交渉へと移行した場合 には、当該交渉は二者間交渉に分類される。

委員・産業界からのご意見（誠実交渉指針の対象）①

- プールで妥結せず二者間に至った場合は、本指針の対象となると思う。ただし、誠実交渉義務はあくまで権利に紐づいた義務であるため、権利行使をしないプールに、競争法上の誠実交渉が求められるかという点と難しい。
- 本指針がプールと全く関係ないのは勿体ないが、プールは1社ではなく、そこで意思決定をするのは非常に難しいため、二者間交渉とはやはり扱いが異なる。そこには留意しつつ、プールも料率などある程度の情報は示した方が良い。
- プール経由から二者間の交渉や訴訟に移った場合は、個社として指針を満たすべき。プール経由の段階では指針の内容を満たさないとしても、二者間交渉に移行した後には満たさなければ誠実交渉義務は果たされないことは明確化すべき。
- 実務では、二者間交渉のルールとプール経由の交渉ルールとは別ではない。プール経由でも、プール経由の交渉、二者間交渉、その後に訴訟という流れ。裁判所でも全体を連続して誠実交渉が評価される。本指針は、SEP全体を対象とし、2つの交渉に同じルールを適用すべきではないか。
- 指針の直接の対象は二者間交渉だが、二者間交渉はプールが上手く機能しなかった移動体通信の交渉で想定され、中国のスマホメーカーが実施者となる場合が多い。ホールドアウトの助長や誤ったメッセージに繋がらないようにすべき。
- 本指針をプールに適用しないというのは、勿体ないのではないか。実効性が弱まる。競争法の観点から、権利者が集まった場合は、同等か、より厳しい義務を求めるべきではないか。二者間交渉と違う扱いにすべきではないのではないか。

委員・産業界からのご意見（誠実交渉指針の対象）②

- 指針の対象をFRAND宣言がなされたSEPとすると、FRAND宣言の有無の提示を求めることと矛盾するのではないか。FRAND宣言の有無の提示を削除する方法と、権利者がSEPと主張する交渉は全て対象とする方法とがある。個人的には後者がよいと思う。
- FRAND宣言をしていなければFRAND義務もない。義務もないのに規範化してよいのか。規範の対象はFRAND宣言がなされたSEPとし、FRAND宣言していないSEPは、混在を避けるため、少なくとも規範の対象には入れない方がよい。
- FRANDによるライセンスを行うことが標準規格に採用される要件であることが内規で決まっている場合には、FRAND宣言していないSEPも指針の対象にしてよい。FRANDによるライセンスを行うか否かに関わらず標準規格に採用される場合は、FRAND宣言していないSEPを指針の対象にしないでよい。
- 標準化機関の会員だがFRAND宣言しないというのは、詐欺的行為による独禁法違反などの問題。本指針は、FRANDに則って行動しているかという規範であり、対象を詐欺的行為等にまでリーチするとなると、海外から批判される恐れがある。
- （上記発言を受けて）確かにその面はある。FRAND宣言をしていない特許の交渉に対して義務を課すというのは、法律上、非常に難しいということは理解しているが、本指針は、日本が推奨する考え方を示すもの。何が産業振興に繋がるかを考えて書けばよい。